2026年10月版

特に重要なお知らせ
（契約概要・注意喚起情報）

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに
交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、
「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

第一フロンティア定期受取型終身
（円建／外貨建）

定期積立金付積立利率変動型終身保険（26）（通貨指定型）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

⚠ この書面は、ご契約前に必ずお読みください

●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
●なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
●この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

［引受保険会社］
第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

［募集代理店］
野村證券株式会社

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

Web版

- **いつでもホームページから閲覧できます**
- **検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます**
- **文字を拡大して閲覧できます**

Web版の閲覧方法

右記のコードから簡単にアクセス　スマートフォンなどから読み取り、アクセスしてください。

ホームページからアクセス

1 第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）にアクセスし、**「ご契約者向けサービス・お手続き」**をクリック
2 **「Web版 ご契約のしおり・約款」**をクリック
3 検索番号**「05790」**を指定し、**検索する**をクリック

＊冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

**野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の商品を取り扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格をもった社員にお問い合わせください。**

＊保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

［引受保険会社］
第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/
お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

［募集代理店］
野村證券株式会社
取扱者（生命保険募集人）

’26年10月版
㊞B26F5078（2026.07.28）　F8864-01　’26年9月作成 リ
No.33696/26.10

契約概要

■この保険の正式名称は、「定期積立金付積立利率変動型終身保険(26)(通貨指定型)」です。

■この保険では、「定期支払特則」を適用しない契約と、「定期支払特則」を適用した契約がありますが、野村證券では「定期支払特則」を適用した契約のみをお取扱いしています。
そのため、この冊子では「定期支払特則」を適用した契約についてのみ、記載しております。

■指定通貨が外貨の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについては以下のとおりです

■商号　第一フロンティア生命保険株式会社
■住所　〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1　日比谷フォートタワー
■電話　0120-876-126
■ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴については以下のとおりです

■この保険は、通貨、積立利率保証期間および契約年齢ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。

■通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

■契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り、毎年の年単位の契約応当日に定期支払金を定期支払金受取人へお支払いします。

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。指定通貨建の死亡保険金額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

■積立利率保証期間は、指定通貨が米ドル・円の場合は10年または30年、豪ドルの場合は10年または20年から契約年齢に応じて1つ指定いただきます。(ご契約後、積立利率保証期間の変更はできません。)

■積立利率保証期間は満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。最終の更新日以後は、その日に設定された当社所定の利率が、以後終身にわたり適用され、市場価格調整は行いません。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。
※積立利率保証期間が10年の場合は91歳、20年の場合は81歳、30年の場合は76歳となります。

■ 積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更することができます。

■この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。

3 お客さまに負担していただく費用があります

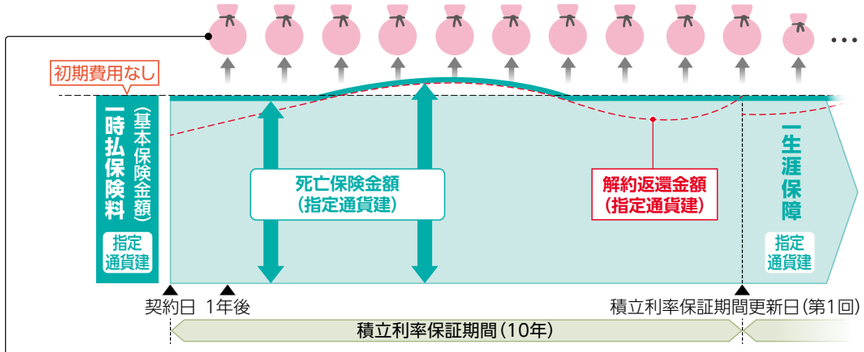
■くわしくは ▶P15～18 をご参照ください。

4 この保険のリスクについては以下のとおりです

■この保険は、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P18

5 この保険のしくみについては以下のとおりです

しくみ図(イメージ)　積立利率保証期間10年を選択した場合



定期支払金　定期支払金額は、指定通貨建で積立利率保証期間中、一定です。

定期支払金の受取時

外貨建の場合、定期支払金のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。
円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。
⚠為替相場の変動により、受取額が変動します。

＊上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

6 積立利率については以下のとおりです

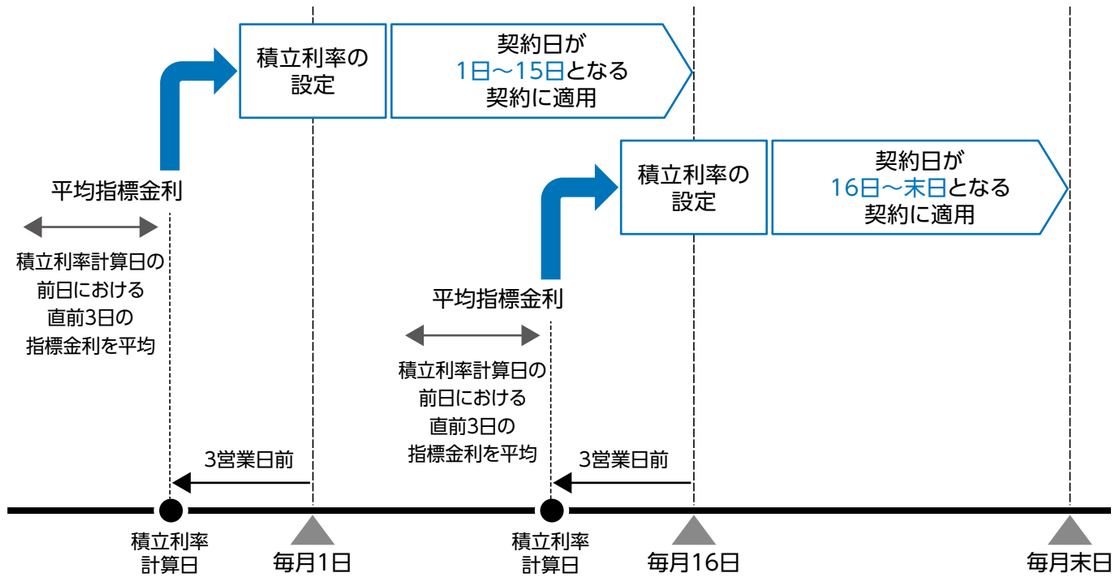
■積立利率は、通貨の種類、積立利率保証期間および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 ＝ 平均指標金利 ＋ 調整率 ― 保険契約関係費率
指標金利 （▶P4の表もご参照ください）	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）の前日における直前3日間（当社が指標金利を取得する3日間に限ります）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、上限（+1.0%）および下限（−1.5%）を定めています。
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
	30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年）
豪ドル	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年） ＋ 豪ドル10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）
	20年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年） ＋ 豪ドル20年金利スワップレート − 米ドル20年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（20年）
円	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年） ＋ 円10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）
	30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年） ＋ 円20年金利スワップレート − 米ドル20年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（20年）

＊加重平均インデックス利回りとは、ICE Investment Grade USD Senior Industrial/Utility BBB Custom Indexの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。
また、インデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

＊豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」、米ドル金利スワップレートは「米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR））」、円金利スワップレートは「円金利スワップレート（固定受け、変動払い（TONA））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

＊ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。なお、調整率の水準は通貨の種類や市場環境等により異なります。

＊通貨の種類が豪ドルまたは円の場合の利回りの算出は当社が行います。

＊指標金利（ICE Data Indices, LLCのインデックス）について、ICEはICE Data Indices, LLCまたはその関連会社のサービス／商標です。これらのインデックスおよび商標は、この保険に関連して第一フロンティア生命が使用するために、ICE Data Indices, LLCよりライセンスが付与されています。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

7 保障内容については以下のとおりです

死亡保険金

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は、被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額となります。

・基本保険金額　・解約返還金額

■「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」▶P10を付加し、円建の定額終身保険に移行した後は以下のとおりとなります。

保険期間	死亡保険金額
終身保険移行日から2年後の年単位の応当日（移行後保障増額日）の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額（解約返還金額）
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

＊移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。

■移行後基本保険金額は、終身保険移行日（特約申込日の翌日）に、特約申込日の解約返還金額の円換算額をもとに終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。

定期支払金

■契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（定期積立日）に被保険者が生存している場合、定期支払金を定期支払金受取人にお支払いします。

■定期支払金額はつぎのとおりとなります。

基本保険金額 × 定期積立率　によって計算される金額

■定期積立率は、定期支払金の額を定める際に基準となる率です。契約日※における積立利率に応じて性別・年齢別・積立利率保証期間別に定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。ただし、定期積立日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、その定期積立日の前日に適用されていた定期積立率を適用します。

※積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日とします。

■毎年の定期支払金を分割してお支払いするお取扱いはありません。

死亡保険金、定期支払金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

【ご参考】死亡保険金受取人の指定範囲（配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族）



8 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです

基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

最低

指定通貨で入金する場合

米ドル	豪ドル	円
10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円

「保険料円貨入金特約」を付加する場合

円
100万円

*保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

20億円相当額※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。

保険期間

終身

契約年齢

0歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。

積立利率保証期間

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります。

指定通貨および契約年齢により、選択できる積立利率保証期間が異なります。

米ドル建	豪ドル建	円建
0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年	0歳～90歳：10年 0歳～80歳：20年	0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年

各積立利率保証期間ごとに積立利率を更新します。
ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。

※積立利率保証期間が10年の場合は91歳、20年の場合は81歳、30年の場合は76歳となります。

更新の回数

更新回数の上限は、積立利率保証期間および契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。

●積立利率保証期間10年

契約年齢	0歳	1歳～10歳	11歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳
更新回数の上限	10回	9回	8回	7回	6回

契約年齢	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳～80歳	81歳～90歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間20年

契約年齢	0歳	1歳～20歳	21歳～40歳	41歳～60歳	61歳～80歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間30年

契約年齢	0歳～15歳	16歳～45歳	46歳～75歳
更新回数の上限	3回	2回	1回

定期支払金受取人

ご契約者、被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定

*契約者と被保険者が別人の場合は、契約者または被保険者のみ指定可能です。
*定期支払金受取人は1名のみご指定できます。
*定期支払金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。

死亡保険金受取人

被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定（複数名の指定可能）

▶P6

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

解約

解約返還金をお受け取りいただけます。
なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の変更

増額

取り扱いません。

減額

基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。

契約者貸付

取り扱いません。

定期支払金を指定通貨で受け取る場合の留意点

定期支払金額が300米ドル、300豪ドル以上であることが必要です。300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、円貨でお受け取りいただきます（「定期支払金の円貨支払特約」を付加）。

*法人契約のお取扱いはありません。

具体的なご契約の内容につきましては、お申込みの際、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。

9 付加できる特約については以下のとおりです
（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

保険料円貨入金特約

■保険料を円貨でお払い込みいただけます。

■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

＊着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

＊情報端末を利用したお申込み、または野村證券にて振込処理を行う場合、付加できません。

円貨支払特約

■死亡保険金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。

■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。

■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

定期支払金の円貨支払特約

■定期支払金を円貨で受け取ることができます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。

■円貨への換算に適用する為替レートは、定期支払金ごとの定期積立日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、同一の積立利率保証期間における定期支払金であっても、円貨でのお受取額は変動します。

＊定期積立日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

■定期支払金額が300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、この特約を必ず付加していただきます。

定期支払金の上限額設定特約

■定期支払金（の円換算額）に上限額を設定し、定期支払金を円貨で受け取る場合に付加できます。

■上限額は、10万円以上（1万円単位）でご指定いただけます。また、上限額の変更も可能です。

＊上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

■定期支払金（の円換算額）が上限額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の定期支払金（の円換算額）が上限額を下回った場合に積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。上乗せ後の金額が上限額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。

■繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、契約者にお支払いします）。

■円貨への換算に適用する為替レートは、定期積立日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

＊定期積立日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

■死亡保険金または解約返還金を（円貨支払特約」を付加して）お受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を死亡保険金または解約返還金としてお支払いします。

＊外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）

■契約日から起算して1年経過以後に付加でき、特約申込日の解約返還金額の円換算額をもとに円建の定額終身保険に移行することができます。

■円貨への換算に適用する為替レートは、特約申込日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

■移行後の死亡保険金額については ▶P5 をご参照ください。

■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行いません）。

■この特約を付加して円建の定額終身保険に移行した場合、以後の定期支払金のお支払いは終了します。

＊特約申込日は、この特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日）とします。

＊同一の被保険者について、円建の定額終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額 ▶P7 を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額の円換算額を契約者に支払います。

保険契約者代理特約 フロンティアのご家族安心サポート

■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。

■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。

■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。

■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

10 解約返還金額については以下のとおりです

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

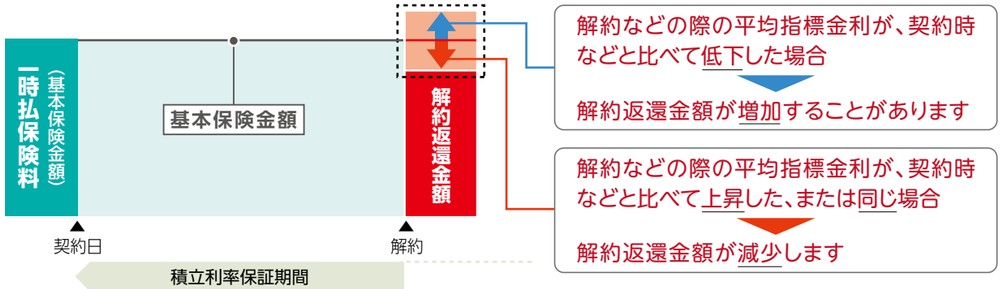
解約返還金額 ＝ ［ 基本保険金額 ×（ 1 － 市場価格調整率 ）］ － 解約控除の額

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

＊「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

解約返還金額の増減イメージ（解約控除前）



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。
ただし、解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は「0（ゼロ）」とします。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%^{※}} \right\}^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

＊「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

＊「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

＊「月数」とは、積立利率保証期間ごとに、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算されます。

・積立利率保証期間30年：
残存月数が120ヵ月以下の場合「残存月数×0.7」、121ヵ月以上の場合「残存月数×0.6+12ヵ月」

・積立利率保証期間10年または20年：
残存月数が120ヵ月以下の場合「残存月数」、121ヵ月以上の場合「残存月数×0.6+48ヵ月」

残存月数は1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

※解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の基本保険金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈基本保険金額に対して控除される率の例〉

契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

・積立利率保証期間30年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
1.86%	1.80%	1.75%	1.69%	1.63%	1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%	0.98%	0.93%	0.87%	0.81%	0.75%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.69%	0.62%	0.55%	0.48%	0.41%	0.34%	0.28%	0.21%	0.14%	0.07%

・積立利率保証期間10年または20年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

■最終の積立利率保証期間更新日（▶P7 をご参照ください）以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 ＝ 基本保険金額 × 解約控除率（▶P15～17 をご参照ください）

■解約控除率は指定通貨、契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）および適用されている積立利率によって異なります。外貨建の場合は最大6.00%、円建の場合は最大4.10%から、経過年数ごとに低下していきます。

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■以下における解約返還金額は、解約返還金計算日の基本保険金額と同額となります（市場価格調整はかからず、解約控除もかかりません）。

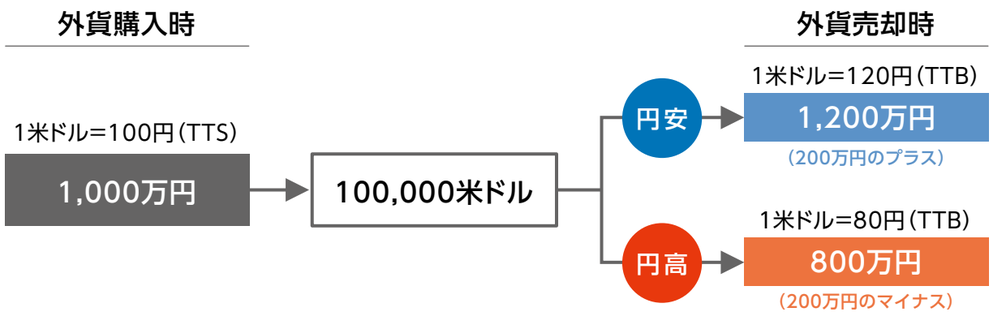
・積立利率保証期間更新日　・最終の積立利率保証期間更新日以後

⚠
- ●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- ●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 為替相場の変動による影響については以下のとおりです

■くわしくは▶P18をご参照ください。

為替の影響の例（米ドルの場合）



●TTS（対顧客電信売相場）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●TTB（対顧客電信買相場）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
＊為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
＊TTM（対顧客電信売買相場仲値）…TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の中間の値です。

12 更新時の指定通貨の変更（通貨スイッチ）については以下のとおりです

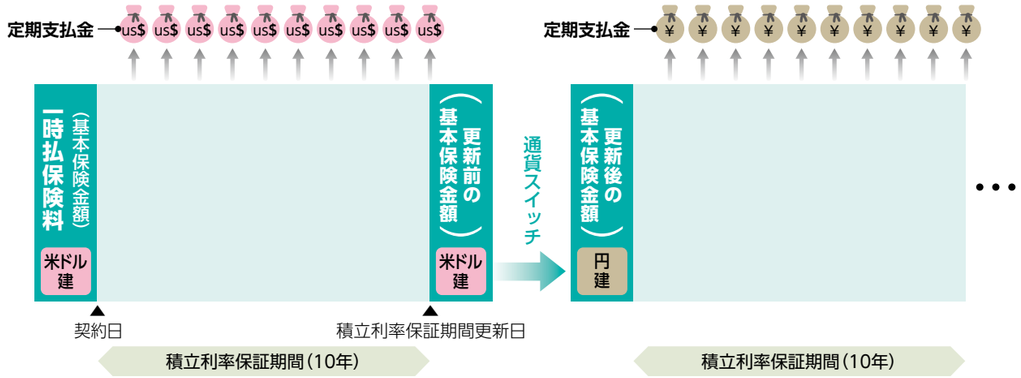
■積立利率保証期間の更新に際して、つぎの範囲で指定通貨を変更することができます。なお、最終の更新時を除き、変更前と変更後の積立利率保証期間が同一となる場合のみ取り扱います。
・米ドルから、豪ドルまたは円への変更
・豪ドルから、米ドルまたは円への変更
＊円から米ドル・豪ドルへの変更は取り扱いません。

■指定通貨を変更した場合、死亡保険金・定期支払金などのお支払いは、すべて変更後の指定通貨で行います。ただし、更新日に支払われる定期支払金は、変更前の指定通貨となります。

■更新後の基本保険金額は、変更前の指定通貨の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日※における第一フロンティア生命所定の為替レート▶P18を用いて変更後の指定通貨に換算した金額となります。
※その日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
＊更新後の基本保険金額が第一フロンティア生命所定の金額に満たない場合は、指定通貨の変更は取り扱いません。

■最終の積立利率保証期間更新日（▶P7をご参照ください）後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

通貨スイッチの例（積立利率保証期間10年、米ドル➡円の場合）



13 この保険は無配当保険ですので、配当金はありません

注意喚起情報

1 ⚠お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

積立利率保証期間中

■積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（=保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

■ご契約を解約・減額する場合や、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項　目	費　用	時　期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に経過年数、契約年齢および適用されている積立利率に応じた解約控除率を乗じた金額 （注）解約控除率は ▶P15～17 参照	ご契約の解約などの際に控除します。

＊解約控除率は指定通貨、契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）および適用されている積立利率によって異なります。外貨建の場合は最大6.00%、円建の場合は最大4.10%から、経過年数ごとに低下していきます。

解約控除率　＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈米ドル建・豪ドル建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
0歳〜75歳	2.50%以上	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%
	2.00%以上2.50%未満	5.40%	4.86%	4.32%	3.78%	3.24%
	1.50%以上2.00%未満	4.60%	4.14%	3.68%	3.22%	2.76%
	1.50%未満	3.90%	3.51%	3.12%	2.73%	2.34%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%
	2.00%以上2.50%未満	2.70%	2.16%	1.62%	1.08%	0.54%
	1.50%以上2.00%未満	2.30%	1.84%	1.38%	0.92%	0.46%
	1.50%未満	1.95%	1.56%	1.17%	0.78%	0.39%

▶次ページへ

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
76歳〜80歳	2.50%以上	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	2.00%以上2.50%未満	4.30%	3.87%	3.44%	3.01%	2.58%
	1.50%以上2.00%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	1.50%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	2.00%以上2.50%未満	2.15%	1.72%	1.29%	0.86%	0.43%
	1.50%以上2.00%未満	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	1.50%未満	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
81歳〜85歳	2.50%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	2.00%以上2.50%未満	2.90%	2.61%	2.32%	2.03%	1.74%
	1.50%以上2.00%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%未満	2.20%	1.98%	1.76%	1.54%	1.32%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.00%以上2.50%未満	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	1.50%以上2.00%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%未満	1.10%	0.88%	0.66%	0.44%	0.22%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
86歳〜90歳	2.50%以上	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	2.00%以上2.50%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%以上2.00%未満	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%
	1.50%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
	2.00%以上2.50%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%以上2.00%未満	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	1.50%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

▶次ページへ

解約控除率　＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈円建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
0歳〜75歳	2.70%以上	4.10%	3.69%	3.28%	2.87%	2.46%
	2.10%以上2.70%未満	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	1.00%以上2.10%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
	1.00%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.70%以上	2.05%	1.64%	1.23%	0.82%	0.41%
	2.10%以上2.70%未満	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	1.00%以上2.10%未満	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
76歳〜90歳	3.20%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	2.10%以上3.20%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
	1.00%以上2.10%未満	1.90%	1.71%	1.52%	1.33%	1.14%
	1.00%未満	1.30%	1.17%	1.04%	0.91%	0.78%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	3.20%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.10%以上3.20%未満	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%以上2.10%未満	0.95%	0.76%	0.57%	0.38%	0.19%
	1.00%未満	0.65%	0.52%	0.39%	0.26%	0.13%

円建の終身保険への移行後

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して円建の定額終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊上記の費用は、終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

つぎの場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

►次ページへ

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM＋50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM－50銭
「定期支払金の円貨支払特約」における為替レート	TTM（為替手数料はかかりません）
「定期支払金の上限額設定特約」における為替レート	
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」における為替レート	TTM－50銭

②積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更する場合の為替レート
（変更前の指定通貨のTTM－25銭）÷（変更後の指定通貨のTTM＋25銭）

指定通貨を円に変更する場合の為替レート
TTM－50銭

＊上記の為替レートは、2026年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、金融機関への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、定期支払金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠この保険のリスクは以下のとおりです

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

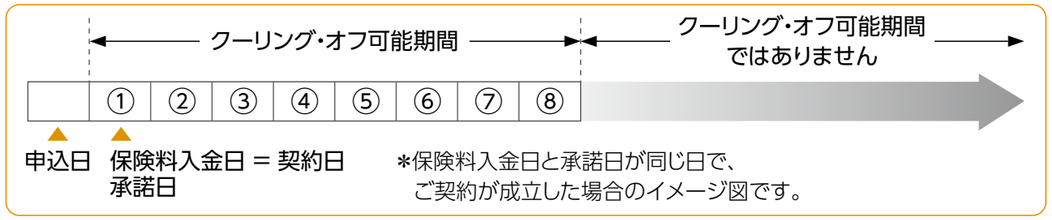
3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※3ができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。

※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※3 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス

＊電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

＊書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ　タロウ 第一　太郎　＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567　○○県○○市××1-2-3　TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） ＊上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 ／ 証券番号:S1234-56789-01 ＊確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 ＊ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送り先　〒141-8712　日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

＊外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※4	円貨※5
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※6	外貨※7

※4 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※5 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※6 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※7 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
④為替差損（益）

■ご契約後の更新または内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

＊ご不明な点があれば、第一フロンティア生命までお問い合せください。

■募集代理店へお申出いただいても受付しておりません。

4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

＊申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約時に適用される積立利率は、契約日（保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。



＊保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金・定期支払金をお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人もしくは定期支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

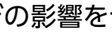
■「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額終身保険に移行後、戦争その他の変乱により被保険者が死亡した場合

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

①市場価格調整　②解約控除　③円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P11・12 をご参照ください。

9  この保険は、為替相場の変動による影響をうけます

■くわしくは ▶P18 をご参照ください。

10 定期支払特則の適用について

■この保険では、「定期支払特則」を適用しない契約と、「定期支払特則」を適用した契約がありますが、野村證券では「定期支払特則」を適用した契約のみをお取扱いしています。
そのため、この冊子では「定期支払特則」を適用した契約についてのみ、記載しております。

11 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります（該当の場合のみご確認ください）

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

特に、現在加入している一時払終身保険を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は、つぎの事項にご留意ください。

■一時払終身保険を解約した場合、解約返還金をお支払いし、ご契約は消滅しますので、死亡保険金のお支払いはありません。この場合、死亡保険金の最低保証は消滅します。

■一時払終身保険を解約した場合、解約返還金が一時払保険料相当額を下回る場合があります。

■一時払終身保険を減額した場合、一般的に死亡保険金が最低保証される額は減額されます。なお、減額した場合、減額せずにご契約を継続した場合にくらべて、死亡保険金額が少なくなります。

■解約控除適用期間のある一時払終身保険を解約控除適用期間中に解約する場合、契約日からの経過年数に応じた解約控除を積立金から控除した金額が解約返還金額となります。

■新たにお申込みされる保険契約は、解約されるご契約と商品内容などが異なる場合があります。

13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください

16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126 営業時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

・お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
・第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

17 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

＊所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

＊最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

＊「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

＊「円貨支払特約」、「定期支払金の円貨支払特約」、「定期支払金の上限額設定特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、定期支払金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項　目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）
	所得税（一時所得）となる場合		TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
定期支払金	所得税（雑所得）の対象となる場合	定期積立日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
	贈与税の対象となる場合		TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）
解約返還金		解約返還金計算日 （請求書類の受付日）	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）

＊受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

＊受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）であること。

保険期間中

■解約・減額時の差益に対する課税

解約返還金額から必要経費※1を差し引いた金額が、所得税（一時所得※2）＋住民税の対象となります。

※1 一時払保険料から、それまでに受け取った定期支払金額や減額部分の解約返還金額に対する必要経費相当額が差し引かれます。

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※2）＋住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

＊契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

■定期支払金受取時の課税

・ご契約者と定期支払金受取人が同一人の場合、毎年受け取る定期支払金額から必要経費※3を差し引いた金額が、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※3 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額}^{※4} + \text{定期支払金受取予定総額}^{※5}} \right)$$

※4 指定通貨が外貨の場合、第1回の定期積立日における為替レート（TTM）で円換算した金額となります。

※5 第1回の定期支払金額および第1回の定期積立日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。

＊必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

＊2回目以降の定期支払金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。

必要経費は、第一フロンティア生命よりお届けする「お支払明細」で確認できます。
お支払明細の「必要経費等」をご参照ください。

・ご契約者と定期支払金受取人が別人の場合、贈与税の対象となります。

【ご参考】定期支払金受取時・解約返還金受取時の課税の計算例

〈前提条件〉
外貨建、女性、70歳（契約年齢）、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、
定期支払金額の円換算額※1：30万円
＊減額はしていないものとします。
※1 為替相場の変動により、実際の定期支払金額の円換算額は毎回変動しますが、この計算例においては一定と仮定します。

① 定期支払金受取時

雑所得金額 ＝ 定期支払金額の円換算額 300,000円 − 必要経費Ⓐ 213,000円 ＝ 87,000円

$$\text{必要経費Ⓐ} = 300{,}000\text{円} \times \left(\frac{1{,}000\text{万円}}{1{,}000\text{万円} + 420\text{万円}\ (30\text{万円} \times 14\text{年}^{※2})} \right) = 213{,}000\text{円}$$

※2 第1回の定期積立日の被保険者年齢（71歳）の余命年数

② 解約返還金受取時

～5回目の定期支払金を受け取った後に解約、解約返還金額の円換算額950万円を受け取った場合～

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\ \underset{\text{解約返還金額の円換算額}}{950\text{万円}} - \underset{\text{必要経費Ⓑ}}{893.5\text{万円}} - \underset{\text{特別控除}}{50\text{万円}}\) \times \frac{1}{2} = 32{,}500\text{円}$$

必要経費Ⓑ ＝ 一時払保険料の円換算額 1,000万円 − それまでに受け取った定期支払金額の必要経費※3 106.5万円 ＝ 893.5万円

※3 必要経費Ⓐ213,000円 × 5回 ＝ 106.5万円とします。実際のご契約においては、為替相場の変動により定期支払金額の円換算額が毎回変動するため、必要経費の額も変動します。
＊減額時の課税対象額の計算は上記と異なります。＊他の一時所得はないものと仮定しています。

余命年数表（所得税法施行令 別表より抜粋）

＊定期支払金受取予定総額は、第1回の定期積立日における性別・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。したがって、当商品では被保険者の性別・年齢に応じて1歳～91歳までの余命年数を使用します（契約年齢が0歳～90歳のため）。

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
1歳	74年	79年	24歳	51年	57年	47歳	30年	35年	70歳	12年	14年
2歳	73年	78年	25歳	50年	56年	48歳	29年	34年	71歳	11年	14年
3歳	72年	77年	26歳	50年	55年	49歳	28年	33年	72歳	10年	13年
4歳	71年	77年	27歳	49年	54年	50歳	27年	32年	73歳	10年	12年
5歳	70年	76年	28歳	48年	53年	51歳	26年	31年	74歳	9年	11年
6歳	69年	75年	29歳	47年	52年	52歳	25年	30年	75歳	8年	11年
7歳	68年	74年	30歳	46年	51年	53歳	25年	29年	76歳	8年	10年
8歳	67年	73年	31歳	45年	50年	54歳	24年	28年	77歳	7年	9年
9歳	66年	72年	32歳	44年	49年	55歳	23年	27年	78歳	7年	9年
10歳	65年	71年	33歳	43年	48年	56歳	22年	26年	79歳	6年	8年
11歳	64年	70年	34歳	42年	47年	57歳	21年	25年	80歳	6年	8年
12歳	63年	69年	35歳	41年	46年	58歳	20年	25年	81歳	6年	7年
13歳	62年	68年	36歳	40年	45年	59歳	20年	24年	82歳	5年	7年
14歳	61年	67年	37歳	39年	44年	60歳	19年	23年	83歳	5年	6年
15歳	60年	66年	38歳	38年	43年	61歳	18年	22年	84歳	4年	6年
16歳	59年	65年	39歳	37年	42年	62歳	17年	21年	85歳	4年	5年
17歳	58年	64年	40歳	36年	41年	63歳	17年	20年	86歳	4年	5年
18歳	57年	63年	41歳	35年	40年	64歳	16年	19年	87歳	4年	4年
19歳	56年	62年	42歳	34年	39年	65歳	15年	18年	88歳	3年	4年
20歳	55年	61年	43歳	33年	38年	66歳	14年	18年	89歳	3年	4年
21歳	54年	60年	44歳	32年	37年	67歳	14年	17年	90歳	3年	3年
22歳	53年	59年	45歳	32年	36年	68歳	13年	16年	91歳	3年	3年
23歳	52年	58年	46歳	31年	36年	69歳	12年	15年			

【ご参考】確定申告が不要となるケース

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。
以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

①給与等の収入金額が2,000万円以下
②給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

＊①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
＊②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。
＊住民税については、申告が必要となる場合があります。
＊確定申告が不要となるケースや税務上の取扱いなど、くわしくは国税庁ホームページなどをご参照ください。

お客さまからのお申出（苦情）事例のご紹介　～お申込　み前にご確認ください～



第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

預金ではありません

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



一定期間経過すれば、解約しても元本が保証されると思った。

解約時の最低保証はありません

解約返還金額は、
①契約時費用・解約控除等の費用　②市場価格調整※　などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。
*解約返還金額について、くわしくは ▶P11・12 をご参照ください。

〈上記②市場価格調整（解約返還金額の増減）イメージ〉

解約の際の**市場金利**が、契約時と比べて**上昇**した場合	解約の際の**市場金利**が、契約時と比べて**低下**した場合
	
通常、**解約返還金額**が**減少**します	通常、**解約返還金額**が**増加**します

一般的な「市場価格調整」の解説動画をご覧いただけます。（約3分）

そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建で元本割れすることがあります。
また、最低保証はありません。

⚠ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

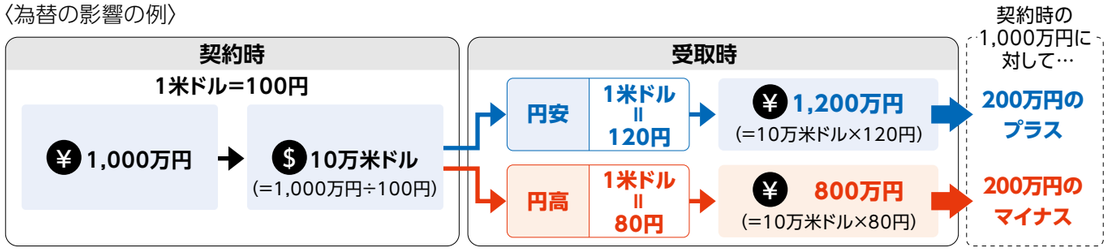


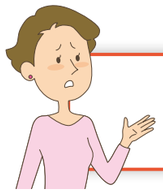
死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、円ベースで最低保証されると思った。

外貨建 為替リスクがあります

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉





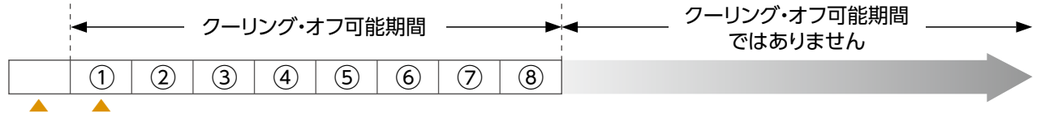
対象期間を勘違いしてしまい、クーリング・オフができなかった。

クーリング・オフは8日以内

お申込者またはご契約者は、
ご契約の申込日または一時払保険料充当金の振込処理を野村證券にて行った日※1のいずれか遅い日から起算して8日以内※2であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。
※2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉



*保険料入金日と承諾日が同じ日で、ご契約が成立した場合のイメージ図です。

*クーリング・オフについて、くわしくは ▶P19・20 をご参照ください。



現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が発生する可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。
このほかにもご契約を乗り換えると、
商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

*現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項

ご契約中の保険契約の解約に伴う不利益	新たな保険契約への加入についての不利益
・費用（解約控除等）の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失 など	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用（契約時費用等）の再負担 ・市場環境（為替・金利など）の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること など

一般的な「生命保険の乗換えにおける注意事項」の解説動画をご覧いただけます。（約3分）

*上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。